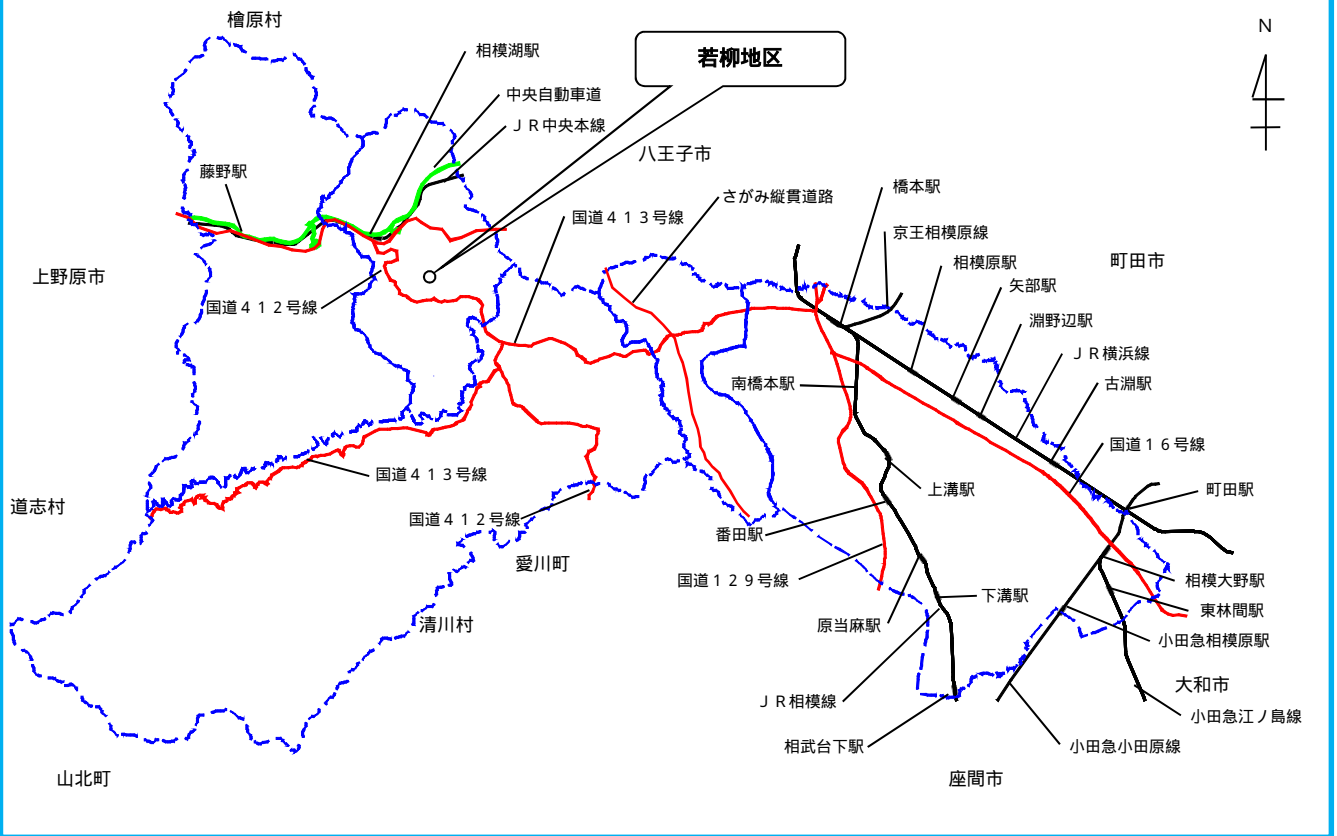


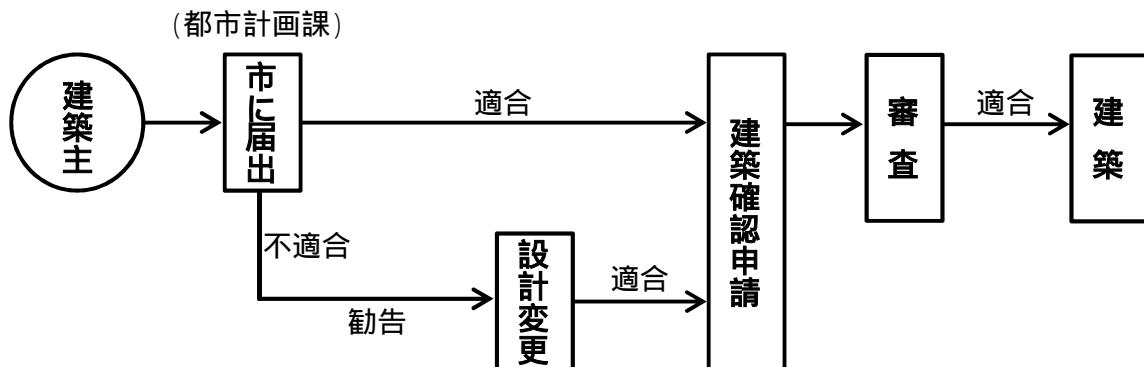
若柳地区 地区計画の概要



地区計画が定められた地区では

建築物の建築などを行う際には、建築確認申請に先立ち、これらの計画について市に届出（着手する30日前まで）が必要となります。

地区内で建物を建てる時には、次のような手続きが必要です。



若柳地区の地区計画についてのお問い合わせは・・・相模原市 都市計画課
 相模原市中央区中央2-11-15 電話042-769-8247(直通) FAX042-754-8490
 Eメール toshikeikaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

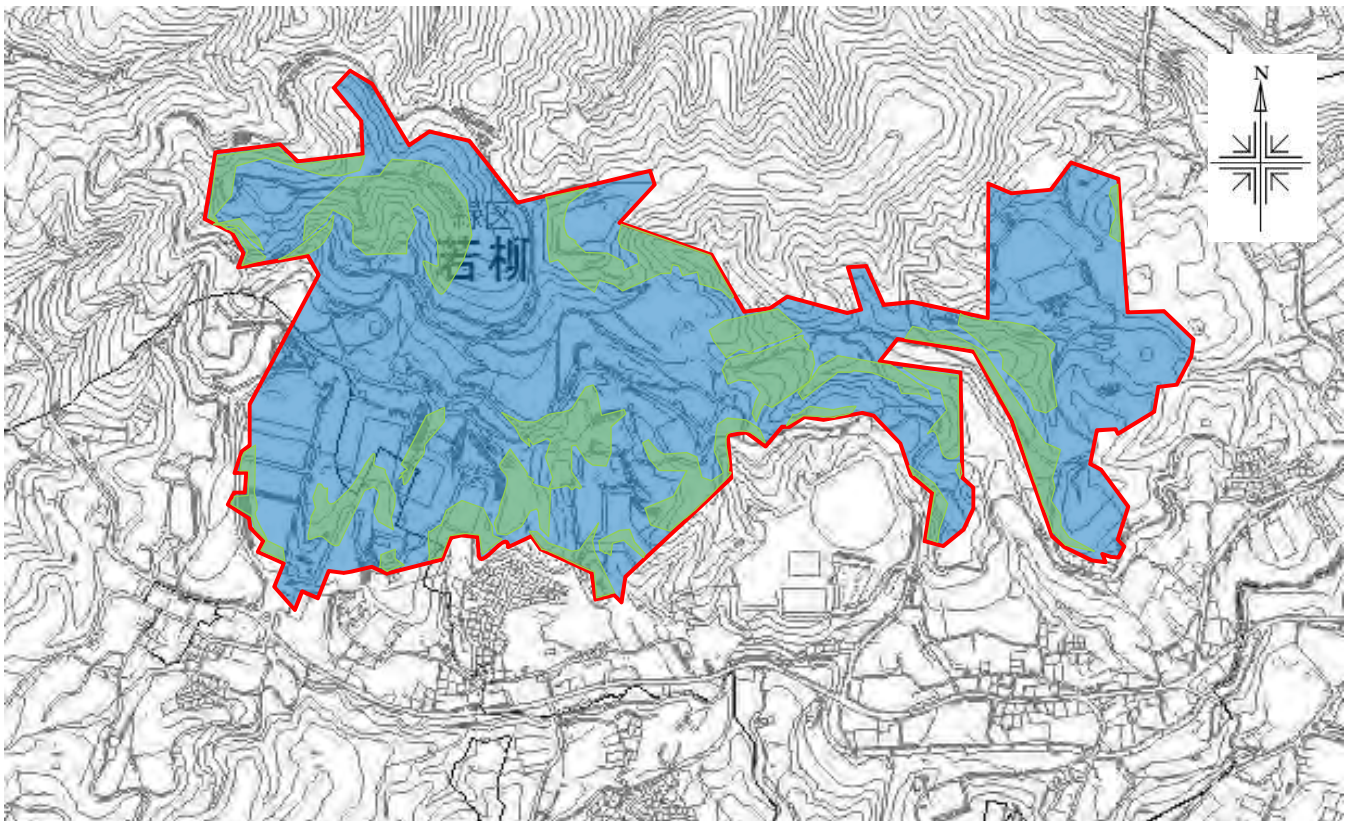
発行：相模原市

地区計画とまちづくり


若柳地区は、JR中央本線や中央自動車道など、広域的な交通利便性が高い地区であるとともに、県立陣馬相模湖自然公園内に位置し、石老山、相模湖などの水とみどり豊かな環境に囲まれた地区で、これまでこうした利点をいかし、観光施設としての土地利用がなされてきたが、今後さらに、周辺の地域資源と連携した観光産業振興のための観光拠点形成が求められていることから、豊かな自然環境の保全を図るとともに、自然環境と調和した施設の誘導や優れた景観の形成を目標とした地区計画が定められています。

このような地区計画の趣旨をご理解いただき、まちづくりへのご協力をお願いいたします。


若柳地区 地区計画 計画図



地区の概要

 地区計画区域(商業地域 300/80)

かき又はさくの構造の制限

 生け垣又は植栽帯

地区施設

 緑地

若柳地区 地区計画 決定事項

(平成29年3月31日決定)

名 称	若柳地区地区計画	
位 置	相模原市緑区若柳字間ノ山、字鼠坂、字山口、字阿津東大道北、字沢、字上野山、字漆久保、字原及び字若原並びに寸沢嵐字鼠坂北及び字山口	
面 積	約75.1ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、JR 中央本線や中央自動車道など、広域的な交通利便性が高い地区であるとともに、県立陣馬相模湖自然公園内に位置し、石老山、相模湖などの水とみどり豊かな環境に囲まれた地区である。</p> <p>これまでもこうした利点をいかし、観光施設としての土地利用がなされてきたが、今後さらに、周辺の地域資源と連携した観光産業振興のための観光拠点形成が求められていることから、地区計画の策定により、豊かな自然環境の保全を図るとともに、自然環境と調和した施設の誘導や優れた景観の形成を目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>本地区は郊外型自然テーマパークとしての魅力を高めるため、豊かな自然環境と調和した低密度な施設配置に努めるとともに、既存緑地の保全を図る。</p> <p>また、周辺地区に対して防災面、環境面及び交通面に配慮した土地利用を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>まとまりのある緑地については、今後においても維持保全を図る「緑地」として定め、周辺市街地及び本地区の環境保護、景観形成等に寄与するものとする。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>土地利用の方針の実現に向け、建築物等の用途の制限、建ぺい率及び容積率の最高限度、建築物の高さの最高限度、建築物の形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造の制限、建築物の緑化率の最低限度について制限する。</p>
	緑化の方針	<p>うるおいのある自然景観の維持・保全を図るため、建築物の緑化率（地区施設に定める「緑地」と土地利用に応じて確保する緑地の合計面積の地区計画を定める区域の面積に対する割合）の最低限度を定め、緑地を保全・活用した施設整備を図るものとする。</p>

地 区 建 築 整 備 に 関 す る 事 項	地区施設の配置及び規模	緑地 約17.7ha
	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舍又は下宿（区域内の就労者のための寮を除く） (3) マージャン屋、ぱちんこ屋、勝馬投票券発売所、場外車券売場 その他これらに類するもの (4) ナイトクラブその他これらに類するもの (5) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (6) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する建築基準法施行令第130条の9の2で定めるもの (7) 学校、図書館その他これらに類するもの (8) 病院 (9) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (10) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (11) 自動車教習所 (12) 倉庫業を営む倉庫
	容積率の最高限度	50%
	建築物の建ぺい率の最高限度	30%
	建築物の敷地面積の最低限度	
	建築物の高さの最高限度	建築物の高さの最高限度は15メートルとする。 ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りではない。 (1) 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない (2) 昇降機及び渡り廊下その他通行又は運搬の用途に供する建築物 (3) 遊戯施設に付属する建築物
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の屋根及び外壁等は、相模原市景観計画における地域別景観誘導指針の形態・意匠、色彩に関する指針に配慮し、周囲の自然環境と調和したものとし、刺激的な色彩は避けるものとする。
	かき又はさくの構造の制限	道路に面してかき又はさくを設置するときは、生け垣又は植栽帯とする。 ただし、地盤面からの高さが1.8メートル以下のコンクリート造、フェンス等の塀で、道路境界線から1.5メートル以上後退し、かつ、当該後退部分を植栽帯としたものについては、この限りではない。
	建築物の緑化率の最低限度	50%

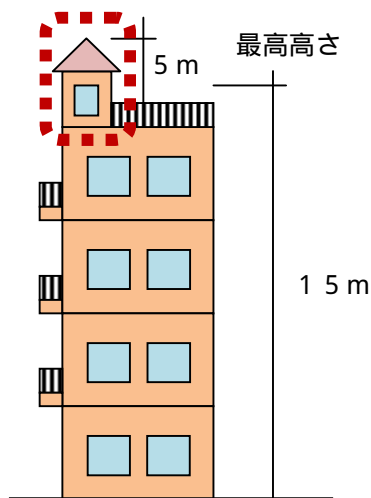
「区域、地区施設の配置及びかき又はさくの構造の制限は計画図表示のとおり」

建築物等の用途の制限 / 容積率・建ぺい率の最高限度 / 緑化率の最低限度

地区整備計画をご覧ください。

建築物の高さの最高限度

建築物の高さの最高限度は15mです。



【適用除外】

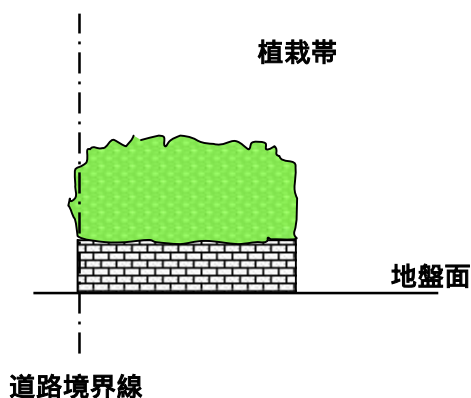
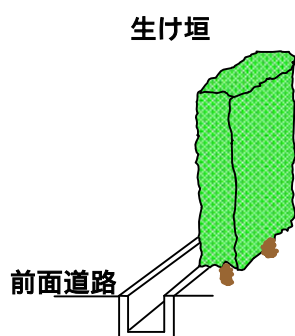
- (1) 水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8以内の場合においては、その部分の高さ5mまでは、当該建築物の高さに算入しない。(左図参照)
- (2) 昇降機及び渡り廊下その他通行又は運搬の用途に供する建築物
- (3) 遊戯施設に付属する建築物

建築物等の形態又は意匠の制限

建築物の屋根及び外壁等は、相模原市景観計画における地域別景観誘導指針の形態・意匠、色彩に関する指針に配慮し、周囲の自然環境と調和したものとし、刺激的な色彩は避けるものとします。

かき又はさくの構造の制限

道路に面してかき又はさくを設ける場合には、次に掲げるものとします



ただし地盤面からの高さが1.8m以下のコンクリート造、フェンス等の塀で、道路境界線から1.5m以上後退し、かつ当該後退部分を植栽帯としたものは、この限りではない。

